

## ■ 林野火災警報

林野火災注意報発令基準に加え、強風注意報が発表され、警報発令が必要と認められた場合

### 4 火の使用制限の範囲について

当消防本部管内の朝倉市・東峰村・筑前町の森林及び森林の周囲1km

### 5 火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出について

火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)を行う際には、あらかじめ消防署への届出が必要です。

### 6 住民の皆さまへのお願い

林野火災は、一度発生すると大規模化しやすく、周辺環境や生活に大きな影響を及ぼします。注意報・警報が発令された際には、火の取り扱いに十分注意し、火災防止にご協力をお願いいたします。

「**林野火災注意報**」・「**林野火災警報**」発令時は、消防車両による巡回広報、甘木・朝倉消防本部のホームページ・フェイスブックでお知らせします。

甘木・朝倉消防本部

検索

<https://aakouiki.jp/aafiredept/>



#### 【お問い合わせ先】

甘木・朝倉消防本部(署)

TEL : 0946-22-0119

